次世代産業マッチング支援業務 提案競技 実施要領

1 目的

島根県が設定する次世代産業分野について、事業の方向性、課題解決のニーズ、製品・技術・ ノウハウ等に補完関係や相乗効果がある企業をマッチングさせることで、新たな製品やサービスの 開発等につなげ、オープンイノベーションによる次世代産業分野への展開を促進し、もって本県の 地域活性化に寄与することを目的とする。

2 企画提案競技の対象とする業務

(1)委託業務名

次世代産業マッチング支援業務

(2)業務内容

別添「次世代産業マッチング支援業務 提案競技 仕様書」のとおり

(3)委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする

- (4)委託料上限額
 - 3,300千円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格

- (1)単独の法人、もしくは、複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。
- (2)次の各号を満たす者であること。
 - ① 参加する単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員が、国や地方自治体との間で類似する業務の実績を有し、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を 経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人と して使用する者でないこと。
 - ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑤ 島根県の区域内に事業所を有している者にあっては、島根県税の滞納(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県に おける都道府県税の滞納(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
 - ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人と して参加するなど、重複参加していないこと。

- ⑧ 島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその 措置の期間が満了していない者でないこと。
- ⑨ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続又は民事再生法(平成 11 年法 律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開 始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に 基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4 提出書類の種類及び部数

本企画提案競技に参加を希望する者は、次に掲げるすべての書類を提出すること。

各証明書は発行後3ヶ月以内の原本又は写しとし、コンソーシアムの場合は構成員すべてについて各1部提出すること。

なお、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 参加表明書 1部(様式1)
- イ 誓約書 1部(様式2)
- ウ 企画提案書 8部(正本1部、副本7部) (本要領の7による)
- 工 法人登記簿謄本 1部
- オ 島根県内に事業所を有する者は県税に係る納税証明書又は納税の義務がない旨の証明
- カ 島根県内に事業所を有しない者(島根県に納税義務のない者)は、主たる事務所が所在する 都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書又は納税の義務がない旨の証明書 1部
- キ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書又は納税の義務がない旨の 証明書 1部
- ク コンソーシアムによる参加の場合は、コンソーシアム協定書の写し 1部
- ケ 会社概要書(会社案内・要覧・定款等)1部
- コ 直近3期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書) 1部

5 書類の提出方法、提出先及び提出期限

- (1)参加表明書
 - ア 提出方法 持参又は郵送による。
 - イ 提出書類「4 提出書類」の種類及び部数に示す書類(ア、イ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ)
 - ウ 提出先 下記「12 提出・問い合わせ先」と同じ。
 - 工 提出期限 令和6年3月6日(水)午後5時15分必着
 - ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時 15 分(土、日、祝日除く。) までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

(2)企画提案書

- ア 提出方法 持参又は郵送による。
- イ 提出書類「4 提出書類」の種類及び部数に示す書類(ウ)
- ウ 提出先 下記「12 提出・問い合わせ先」と同じ。
- 工 提出期限 令和6年3月18日(月)午後5時15分必着
 - ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分(土、日、祝日除く。)までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

6 企画提案競技にかかる質問及び回答

(1)質問

- ア 質問方法 質問書(様式3)を用いて電子メールにて提出すること。(なお、送信後に電話で着信確認を行うこと。着信確認は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時 15 分に行うこと)
- イ 提出先 下記「12 提出・問い合わせ先」と同じ。
- ウ 提出期限 令和6年2月29日(木)12 時必着

(2)回答

質問に対する回答は、令和6年3月4日(月)までに、島根県産業振興課ホームページに掲載する。

7 企画提案書

本企画提案競技に参加する者は、次の内容を記載した提案書を提出しなければならない。 必要がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1)概要

- ア 提案は、1社(1グループ)1提案とすること。
- イ 企画提案書の規格は、A4 版縦型、横書き、15ページまでとし、左綴じ、2 穴開け、1 部ず つダブルクリップで束ねた状態(ホッチキス止め不可、ファイリング不要)とすること。
- ウ 企画提案書は8部持参又は郵送により提出すること。(正本1部、副本7部)

(2)内容

企画提案書には、下記項目についての記載を行うこと。

ア 企画提案

- ・ 「次世代産業マッチング支援業務 提案競技 仕様書」に基づく企画提案とすること。
- ・ また、提案競技仕様書に掲載する次の(a)~(c)の内容については、必ず企画提案書 に盛り込むこと。その他、当業務の効果的かつ円滑な実施や次世代産業分野における 県内企業のマッチングについて有益な取組があれば提案を行うとともに、活用できる情 報リソース、ノウハウ、人的ネットワーク(社内外)等の提案があれば記載すること。

(a) マッチング会の企画

- ・マッチングテーマ・参加企業の提案に当たっての考え方、検討方針
- ・参加想定企業との調整方法や議題整理の実施方針
- (b) マッチング会の運営
 - ・マッチング会におけるファシリテートの実施方針
- (c) マッチング成立後のフォローアップ
 - ・マッチング参加企業へのフォローアップ及び県への報告の実施方針
- ・ 具体的な業務実施スケジュールを明示すること。
- ・業務の実施体制、同種業務の実績、事業実施能力を明示すること。
- ・ 提案した経費の内訳を記載し明示すること。

8 審査委員会(プレゼンテーション)の実施

選定審査は、別に設置する「次世代産業マッチング支援業務 委託候補者選定審査委員会」 (以下「審査委員会」という。)において行う。

なお、応募資格を有しない者又は委託料上限額を超える者は、失格とする。また、提案者が多数の場合は、書面による事前審査を行うことがある。

(1)日時

令和6年3月26日(火)午前10時から12時まで【予定】

上記日時は予定であり、詳細(日時、場所、提案競技順等)は、応募資格を有する提案者に、3 月21日(木)までに、電子メールで通知する。

(2)実施方法

現地開催。オンラインによる出席も可。

(3)場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階 604会議室

(4) プレゼンテーション時間

1提案15分以内、質疑応答5分程度とする。提案者の説明開始時間等の詳細については、 本項(1)による。

(5)評価方法

以下の審査内容により評価点(100点満点)を付与する。

- ① 実施内容の妥当性や工夫
 - 事業の趣旨を把握した内容となっているか。
 - ・マッチングに資する情報リソース、ノウハウ、人的ネットワーク等を有しているか。
 - ・マッチング会の開催やフォローアップについての手法は妥当なものか。
 - 事業成果を高めるような工夫がされているか。
- ② 実施計画の妥当性・効率性
 - ・ 日程等に実現性はあるか。
 - 適正な経費設計がなされているか。

- ③ 類似業務の経験
 - 同様の業務の実績はあるか。
- ④ 業務従事者の専門知識、適格性
 - ・ 企業間の連携・調整やマッチング会のファシリテートにあたって十分な能力や知見を有 しているか。
 - ・ 産業振興、企業支援に関する知識、知見等を有しているか。
- ⑤ 組織の実施能力
 - ・優れた情報収集分析能力を有しているか。
 - 業務遂行可能な人員の確保がなされているか。
- ⑥ 進行管理等
 - 円滑な業務遂行、進行管理ができる人員体制が組まれているか。
 - 経営及び財務状況は、業務執行上支障ないか。

(6)委託候補者の決定

選定審査結果1位の事業者を委託候補者とし、同点の場合、審査委員長によるくじ引きで決定する。事業者が契約を辞退した場合は、順次順位を繰り上げることとする。

(7)審査選定結果の通知

文書により、提案者に対してそれぞれ通知し、選定審査の経緯については、公表しない。また、 選定審査結果に対しての異議は受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該企画提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1)契約相手方

審査委員会が選定した委託候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2)契約金額等

委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、採択された企画 提案に基づき、県と委託候補者とが協議し、委託内容、仕様等を決定する。

(3)契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

11 その他の留意事項

- (1)令和6年2月議会において本公告に示した契約に係る予算の議決がなされない場合は提案競技を行わない。また、契約締結の時期は令和6年4月以降とする。
- (2) 本要領に基づき提出された書類は他の目的には使用しない。また、事業終了後においても一切返却しない。
- (3)原則、再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、島根県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4)本業務における会議、意見交換、委託者から受領又は閲覧した資料の内容等、双方で秘密情報として管理することとした情報については島根県の許可なしに第三者へ無断で開示(提供)してはならない。
- (5)成果物の著作権は、委託料の支払いが完了し、業務実施完了報告を受けたときをもって島根県に譲渡されるものとする。
- (6)委託契約の支払いについては、島根県会計規則に基づき支払うものとする。
- (7)企画提案に要する費用は、基本的に提案者負担とするが、本要領の7に定める所定の要件に合致した適正な提案書を作成し提出した企業に対しては、企画提案に係る経費を、1提案あたり20,000円(消費税等含む)支給する。支給は、単独の法人はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して行うが、受託者及び審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。

12 提出・問い合わせ先

島根県商工労働部産業振興課 イノベーション推進係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL:0852-22-5293

E-mail: greenforum@pref.shimane.lg.jp